

# 平成28年度事業報告

自平成28年4月 1日

至平成29年3月31日

公益社団法人石川県バス協会

## I. 事業概況

平成28年度の我が国経済は、政府による各種経済財政政策の推進等により、緩やかな回復基調を続けたが、国内消費は力強さを欠き、景気回復が実感されるという状況には至っていない。一方、円安等を背景にアジア各国を中心に訪日外国人旅行者が前年に続き増加し、関連消費が新たな成長分野として位置付けられるようになった。

乗合バス事業については、大都市部では引き続き業績改善の動きが見られたものの、人口減少と少子高齢化の進展等を背景に地方部では依然厳しい経営状況が続いた。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等に基づき、公共交通の見直しが進められた。また、貸切バス事業は、昨年1月に発生した軽井沢スキーバス事故の対策が検討され、道路運送法の改正も含め安全規制の強化等が実施された。なお、この対策の一つとして安全コストを賄う新運賃・料金制度遵守の取組が進められ、総じて実収単価は上昇し、経営基盤の健全化が図られた。一方、両事業ともに運転者の確保が重要な課題となっており、運転者の不足等により長時間労働が行われている実態があるが、本年に入り、働き方改革実現会議において時間外労働の上限規制の方針が急浮上し、これとの調整が課題となった。

こうした状況の下、石川県バス協会は、平成28年度事業計画に基づき、また、情勢の変化に対応し、輸送サービスの維持、改善や安全確保等の重要な課題をはじめ、公共交通機関としての国民生活に果たす役割・責任において、会員各位とともに英知を結集し、利用者ニーズに対応した創造性豊かなサービスの提供、山積する諸課題の克服に努めるとともに、公共的使命の完遂とバス事業の健全な発展によって地域社会の福祉の増進を目指し、積極的に取り組んでまいりました。

主な報告事項は、下記のとおりであります。

## 記

### 1. バス事業関係諸制度及び税制等への対応

平成29年度税制改正要望として、自動車関係諸税の負担軽減について、バス業界挙げて要望活動を行いました。

その結果、自動車関係諸税では、自動車取得税の条例バス特例非課税措置及びバリアフリー特例・衝突被害軽減ブレーキ等の特例は平成31年3月まで延長となった。また、エコカー減税については、バスは引き続き平成27年燃費基準達成車も減税の対象となったが、自動車取得税の軽減率も見直され全体としての減税額はほぼ同額となった。さらに、軽井沢スキーバス事故対策としての新たな税制措置として、12トンを超える大型バスにおける車線逸脱警報装置が特例措置の対象に拡充された。また、営自格差の見直しについては、営業用バスに対する軽

減措置は維持、外形標準課税については、従来どおり資本金1億円超の普通法人が対象（中小企業へは適用拡大なし）となった。なお、軽油引取税の当分の間の税率（旧暫定税率）の撤廃については、実現しなかった。

## 2. 環境対策の推進

- (1) 地球温暖化ガスの削減及び大気環境の改善に資するため日本バス協会の「環境対策を強化する月間」等において、「不正改造車排除強化月間」、「自動車点検整備推進運動強化月間」、「エコドライブ強化月間」等の推進実施及びバスマスクによる広報啓発に努めるとともに石川県の「エコドライブ推進運動」、「全国不正軽油撲滅強化月間」の周知啓発にも積極的に協力しました。
- (2) 運輸事業振興助成交付金事業による助成制度を活用したドライブレコーダー及び日本バス協会と協調した地方路線バス及び貸切バス（中古車）の導入に対する助成を実施し、導入促進を図るなど環境対策に努めました。

## 3. 交通バリアフリー対策の推進

- (1) 交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス（ノンステップ、リフト付バス等）車両について、日本バス協会と協調して、人にやさしいバスの導入に対する助成を実施し、普及拡大に努めました。
- (2) 石川県からの身体障害者補助犬の受入をはじめ、障害者差別解消法の施行について、合同委員会を通じ会員への周知に努めました。
- (3) バス停等のバリアフリー化をはじめとするインフラ整備について、関係行政機関への働きかけに努めました。

## 4. 安全輸送対策の推進

- (1) 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に関し、委員会を開催し、運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正、貸切バス事業者に対する監査方針及び行政処分基準等の改正など、会員への周知に努めました。  
また、車両の保守管理を含めた車両火災・車輪脱落・床下部腐食等の事故防止、覚醒剤及び乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁等について、会員への説明周知等に努め、安全輸送対策の推進を図りました。
- (2) バス事故の3割を占める車内事故の防止を図るため、7月に日本バス協会主導により実施した「車内事故防止キャンペーン」について、特に発進時の事故の割合が高い傾向にあり、地方自治体に広報掲載を要請し啓発活動に努めました。
- (3) ゴールデンウィークや夏の多客期等バスジャック・テロ対策をはじめとする危機管理対策、年4回の交通安全運動及び年末年始の安全総点検等を通じて安全意識の高揚に努めました。
- (4) 運輸事業振興助成交付金事業による助成制度を活用し「睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査」をはじめ「運転者の安全研修受講」、「ドライブレコーダー導入」、「アルコール検知器導入」及び日本バス協会と協調助

成した「衝突被害軽減ブレーキ装備車導入」に対する助成を実施するなど運転者安全教育の充実や安全なバス等の導入促進に努めました。

(5) 平成28年12月15日、石川県地場産業振興センターにおいて、北陸信越運輸局石川運輸支局長を来賓に迎え第12回優良運転者認定式を開催しました。

また、同日同会場で第12回運転者講習会(160名出席)を開催し、「交通事故防止」及び「おもてなし」に関する研修を実施しました。

## 5. 走行環境及び輸送サービスの改善

都市部、特に金沢市における道路交通渋滞の解消及び走行環境の改善と公共交通利用促進を図るため、バス専用レーンの拡充実験等について関係機関と連携して働きかけを行いました。

## 6. 高速バスの振興策の推進

事故防止委員会等を通じ、各種通達や高速道路を運行するバスの安全対策等の説明など会員への周知に努めました。

## 7. 貸切バスの振興策の推進

(1) 貸切バス委員会を開催し、貸切バスの運賃・料金に関する通報窓口の設置、貸切バス事業者の安全情報の公表に向けての報告、事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出の一部改正、運送引受書の交付についての一部改正、運行管理者数・補助者の選任届けなど「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」、訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定についての一部改正について、説明報告し理解を深めました。また、運賃・料金制度に関する広報として、バスの日関連の新聞広報に掲載するなど周知PRに努めました。

(2) 貸切バス事業者の安全性評価・認定制度についての会員への周知と、実施機関である日本バス協会の認定申請に係る現地訪問審査等に協力し、平成28年度は、4社が「三つ星」に1社が「二つ星」に昇格、2社が「一つ星」に認定され、認定会員事業者は32社中21社となりました。

(3) 白バス等貸切バス営業類似行為に対して、関係行政機関と連携を密にし、その排除に努めるとともに、取締りの強化を求めました。

(4) 旅行業界との「安全運行パートナーシップ宣言」協定に基づき「第8回旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を開催し、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(特に、旅行者・利用者等との関係)、輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン、運賃・料金制度の維持定着等バス事業の現状と課題について相互理解を求めました。

(5) バス事業の収支状況等の分析結果情報を会員に提供しました。

## 8. 労働問題への対応

(1) 日本バス協会の労務委員会における賃金・労働時間等労務管理の適正化に係

る情報の収集や過重労働解消キャンペーンの実施など会員への周知に努めました。

- (2) 委員会を通じ、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策」や「バス運転者の確保及び育成に向けて」、労働局からの長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組について説明するなど会員への周知に努めました。

## 9. 運輸事業振興助成交付金事業

- (1) 平成28年度の交付金額(石川県の補助額)、17,625,000円を財源として実施した主な事業は、次のとおりであります。

- ① 安全運行の確保に関する事業として、運転者の適性診断助成、運行管理者の一般講習助成、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成、ドライブレコーダー導入助成、アルコール検知器導入助成、運転者安全研修費助成、運転者講習会や優良運転者の認定式の開催、交通安全意識の啓発活動として新聞等による広報活動等を実施しました。

- ② 輸送サービスの改善に関する事業として、「バスの日」関連事業新聞広報等及びチラシを作成し各自治体に広報依頼するとともに利用促進・違法バス追放キャンペーンを金沢駅において展開しました。

又、バス利用者の利便性の向上を図るため、金沢駅からのアクセスガイド(便利マップ)を作成して利用者に配布しました。

さらに乗合事業者のバス停、待合室等、利用者利便増進に必要な施設整備事業に助成を行いました。

- ③ 環境対策事業として、日本バス協会に協調した環境にやさしいバス・安全なバス導入や地方路線バス及び貸切バス中古車導入に対する助成を実施しました。

- (2) 日本バス協会の中央事業について、会員事業者に対する「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」の実施に関し、所定の手続きを行いました。

## 10. その他

- (1) 優良運転者認定制度の拡充について

平成17年度に施行した優良運転者の認定制度について、バス業界における安全向上対策の一環として継続推進して取り組み、運転者の安全意識の高揚に努めました。

- (2) 広報活動事業

協会ホームページ及びバスの日を中心とした新聞・ラジオ・チラシ等を活用して貸切バス新運賃料金制度及び公共交通としてのバス利用促進広報に努めました。

以上のような事業計画の遂行にあたり協会会員相互の団結を強め、諸問題に取り組んできたところでありますが、これを更に平成29年度も継続してその取り組み強化に努めます。